

オウム対策住民協議会

烏山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

オウム真理教犯罪被害者を救済するための給付金の支給に関する法律

「救済法」Q&A

オウム真理教信者によって散布された猛毒サリンにより、一九九五年3月20日を境に多くのオウム真理教犯罪被害者・遺族が、筆舌に尽くせない苛酷な運命に翻弄されることになりました。しかし、被害者・遺族の救済法の成立への思いは強く、長い道のりの闘いが始まりました。そして今年6月、救済法(オウム真理教犯罪被害者を救済するための給付金の支給に関する法律)が成立しました。国としては始めてのことであり、歴史的な快挙と言えます。

今回は、救済法制定の立役者でもある、地下鉄サリン事件被害対策弁護団事務局長 中村裕二弁護士に「救済法」の内容をQ&A形式で分かりやすく説明してもらおうことになりました。

Q1 救済法とは・・・?

A 救済法とは、オウム真理教による一連の事件の被害者に給付金(見舞金)を支給する法律です。給付金の支給対象は、地下鉄、松本の両サリン事件や坂本堤弁護士一家殺人事件など8事件の被害者や遺族です。

被害の程度によって給付額が6段階に分かれ、「介護を要する障害」の三〇〇万円を最高に、10万〜三〇〇〇万円が支払われます。支払った額については、国が教団に対する損害賠償請求権を得るとしています。

Q2 救済法成立が急がれた理由は?

A オウム真理教は様々な凄惨な犯罪を繰り返してきましたが、坂本堤弁護士一家殺害事件から

20年、松本サリン事件から14年、地下鉄サリン事件から13年以上が経過しました。時間が経過した現在でもその後遺症や被害に苦しんでいる被害者や遺族がたくさんおられます。

Q3 救済法の主な問題点は?

A ①給付水準の問題
同じテロ事件である、二〇〇一年9月11日に発生したニューヨーク・ワールドトレードセンターにおけるテロの場合、米政府は、1遺族に対しおよそ2億円の補償を行い

②国の求償の問題

す。それら多くの被害者、遺族の救済が急務であると気づいた国がようやく救済法を制定しました。特に急がれた理由は、一九九九年以来、オウム真理教から財

Q4 救済法は烏山地域住民協議会の活動と関係がありますか?

A 烏山地域住民協議会は、オウム真理教の後継団体に対し、反省と解散・解体を求めています。後継団体が国の求償に応じることが反省のための行動のひとつであると思われる。仮に、後継団体が国の求償



中村裕二弁護士

Q5 後継団体の被害者等への支払いと救済法との関係は?

A まず、後継団体は、被害者、遺族への支払いをしなければなりません。国の後継団体への求償よりも、後継団体の被害者等への損害金の支払いが優先されなければなりません。しかし、万一、後継団体が被害者等への賠償義務を尽くさないとい

う事態に至れば、国の後継団体に対する規制法(観察処分)の中で求償権を行使するなどをさらに強化する必要とともに、国の求償権の行使も被害者等に劣後せずに実施していた、だく必要が出てくるかもしれません。

産を取り立て、サリン被害者へ賠償の根拠になっていた破産手続(破産管財人阿部三郎弁護士)が、今年11月26日で終結ということも大きく影響しました。

国は、被害者等に給付した補償金をオウム真理教の後継団体である、アレフやひかりの輪(以下、「後継団体」といいます)に求償すると思われます。国がどのように求償権を行使するのか、またその実効性は確保できるのか、そして、後継団体は、はたして求償に応じるのか等様々な問題が残っています。

3 協議会と区が国に法規制継続・強化を要請

オウム真理教に適用されている「団体規制法に基づく観察処分」が来年1月末、団体規制法が来年12月で期限を迎えることから、烏山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会は、1月10日、オウム真理教問題を抱える滋賀県、石川県の協議会メンバーと共に、世田谷区の熊本哲之区長、区議会の大場議長、越智たかお代議員、馳浩代議員らと法務省、公安調査庁、総務省、内閣府などを訪れ、集めた署名(46,363人分)を提出し、オウム真理教問題の法規制継続・強化の要請を行いました。

この「観察処分」によってオウム施設を公安調査官による立入検査が出来、オウム真理教の信者獲得、土地建物の取得を厳しく規制する事が出来ています。観察処分は3年ごとに更新する必要があり、団体規制法は5年ごとに廃止を含めて見直すことが定められています。署名は「観察処分」期間更新と「団体

規制法」存続・強化を盛り込んだもので今年の4月から町会・自治会、商店街、PTA、諸団体等に協力をお願いしていました。この日は、熊本哲之区長が「幹部信者が薬事法違反や職業安定法違反を起こしているのだから、そうした事で強い処分を課してほしい」として、訪れた各省庁で要請書を提出しました。また、世田谷区議会も大場議長が同様の意見書を提出しました。住民協議会の海老澤会長は「地域住民は8年間オウム真理教と闘い続けている。観察処分更新はもとより、団体規制法の存続・強化をお願いします」と訴えました。

この要請行動には、滋賀県湖南市からは釣田委員長ほか2名、石川県金沢市からは能村紀男会長ら22名がバスを仕立てて約10万筆以上の署名を持参し、世田谷区からは協議会メンバーを含め17名が参加をしました。

「オウム問題を風化させない」講演会

12月10日、世田谷区民会館ホールで、元内閣危機管理監杉田和博氏がオウム問題について講演をした。杉田氏は、1995年、警察庁警備局長として地下鉄サリン事件の陣頭指揮をとり、その後、内閣危機管理監として海外のテロ事件などに関わった経験から、オウム真理教をN(核)B(生物)C(化学)兵器のBC兵器を世界で初めてテロに使い、核も試みていた凶悪団体として、特に2001年の9.11以降、世界中が注目していると紹介した。

杉田氏は、1984年から約10年間にオウムが起こした事件は、地下鉄サリン事件捜索で初めて明るみにでたもので、その間、宮崎県資産家拉致事件や亀戸臭臭事件などオウムの鉄壁から漏れ出ていた情報を逃し、地下鉄サリン事件を防げなかつ

たことは、忸怩たる思いだと述べた。兆しを察知し、事件を未然に防ぐことが危機管理そのものであるというのに、10年間結果的に放置して組織の肥大化を許したのは、宗教団体ゆえに事件なぞ起こすはずがないとの予断が原因であったと振り返った。

この反省のもとオウムには「観察処分」が継続適用され、オウムは、公安調査庁や警察の監視下に置かれているが、同時に、地域住民が協力して目を光らせ、テロに屈しないという姿勢を貫き続けることこそがオウムを押さえ込み、風化させない最強の方策であるとした。世田谷では住民による監視活動が8年間も行われているとのこと、敬意を表すると共に、常に関心をもって見守りたいとエールが送られた。

高橋シズエ著「ここにいることー地下鉄サリン事件の遺族として」を読んで

地下鉄サリン事件から13年。遺族としてというよりは、被害者としての立場の方が過酷だったと思う、高橋シズエさん。裁判傍聴での処遇、警察による二次被害、メディアからの被害、いったい日本の被害者への対応は、救済はどうなっているのだろうと、怒りを覚える。そしてすべての被害者の救済へと立ち上がった、彼女の思いがこの本を読んで、深く理解できた。長い闘いの上に出た、犯罪被害者等基本法であった。

一人の主婦としての彼女が、ここまで大きな力を持ち続けることが出来たのは、家族の無言の支えと、亡くなった夫一正氏

の力が後押しをしたのだと、その愛の大きさに感動した。私たちはこの本と共に13年前に起きた地下鉄サリン事件を決して忘れてはいけない。そして風化させないためにも、オウム真理教が解散・解体するまで、活動を続けなければならないと改めて思う。



この本の表紙帯に書かれた村上春樹氏の言葉、「忘れない」それが時には何より大きな力を持つ。この本は、「忘れない」ことについて多くの大切なものごとを我々の心に教えてくれる。

住民協議会活動報告

- 1月28日(金) 署名礼状発送
- 12月4日(木) 事務局会議
- 12月8日(月) 「協議会ニュース81号」初校正

- 12月10日(水) 区主催オウム真理教問題講演会参加
- 12月15日(月) 「協議会ニュース81号」再校正
- 12月22日(月) 住民協議会
- 12月22日(月) 「協議会ニュース81号」発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。